4　令第四条の三第八項第六号ロに規定する財務省令で定める金額は、同号ロの無対価分割に該当する分社型分割が適格分社型分割に該当するものとした場合における当該分社型分割の直後の当該分社型分割に係る分割承継法人の株式の帳簿価額とする。

5　令第四条の三第八項第六号ロに規定する財務省令で定めるところにより計算した金額は、同号ロの無対価分割に該当する分社型分割の直前の移転資産（その分社型分割により分割承継法人に移転した資産をいう。）の帳簿価額から移転負債（その分社型分割により分割承継法人に移転した負債をいう。）の帳簿価額を控除した金額とする。

第一編第二章の二の次に次の一章を加える。

第二章の三　恒久的施設の範囲

第三条の四　令第四条の四第九項（恒久的施設の範囲）に規定する財務省令で定める特殊の関係は、次に掲げる関係とする。

一　一方の者が他方の法人（人格のない社団等を含む。以下同じ。）の発行済株式又は出資（自己が有する自己の株式又は出資を除く。）の総数又は総額（以下この条において「発行済株式等」という。）の百分の五十を超える数又は金額の株式等（株式又は出資をいう。以下この条において同じ。）を直接又は間接に保有する関係その他の一方の者が他方の者を直接又は間接に支配する関係

二　二の法人が同一の者によつてそれぞれその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有される場合における当該二の法人の関係その他の二の者が同一の者によつて直接又は間接に支配される場合における当該二の者の関係（前号に掲げる関係に該当するものを除く。）

2　前項第一号の場合において、一方の者が他方の法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を直接又は間接に保有するかどうかの判定は、当該一方の者の当該他方の法人に係る直接保有の株式等の保有割合（当該一方の者の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合をいう。）と当該一方の者の当該他方の法人に係る間接保有の株式等の保有割合とを合計した割合により行うものとする。

3　前項に規定する間接保有の株式等の保有割合とは、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める割合（当該各号に掲げる場合のいずれにも該当する場合には、当該各号に定める割合の合計割合）をいう。

一　前項の他方の法人の株主等である法人の発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が同項の一方の者により保有されている場合　当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

二　前項の他方の法人の株主等である法人（前号に掲げる場合に該当する同号の株主等である法人を除く。）と同項の一方の者との間にこれらの者と株式等の保有を通じて連鎖関係にある一又は二以上の法人（以下この号において「出資関連法人」という。）が介在している場合（出資関連法人及び当該株主等である法人がそれぞれその発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等を当該一方の者又は出資関連法人（その発行済株式等の百分の五十を超える数又は金額の株式等が当該一方の者又は他の出資関連法人によつて保有されているものに限る。）によつて保有されている場合に限る。）　当該株主等である法人の有する当該他方の法人の株式等の数又は金額が当該他方の法人の発行済株式等のうちに占める割合（当該株主等である法人が二以上ある場合には、当該二以上の株主等である法人につきそれぞれ計算した割合の合計割合）

4　第二項の規定は、第一項第二号の直接又は間接に保有される関係の判定について準用する。

第六条第二号ロ中「（人格のない社団等を含む。以下同じ。）」を削る。

第八条の三の三第一項第四号中「第四条の二第二項各号（」の下に「支配関係及び」を加え、同項第五号中「取消し）」を「取消し等）」に改め、同条第三項中「第十四条の七第四項（」を「第十四条の七第三項（」に、「申請手続等」を「手続等」に改め、同項第一号中「第十四条の七第四項の他の内国法人（以下この項において「他の内国法人」という。）又は同条第四項」を「第十四条の七第三項」に、「若しくは」を「又は」に改め、「（当該他の内国法人が法第四条の二の承認を受けた後にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地）」を削り、同項第七号を同項第八号とし、同項第三号から第六号までを一号ずつ繰り下げ、同項第二号中「第十四条の七第四項」を「第十四条の七第三項」に改め、同号を同項第三号とし、同項第一号の次に次の一号を加える。

二　令第十四条の七第三項の他の内国法人（以下この項において「他の内国法人」という。）及び納税地（当該他の内国法人が法第四条の二の承認を受けた後にあつては、その本店又は主たる事務所の所在地）並びに代表者の氏名

第二編第一章第一節第六款の款名を次のように改める。

第六款　貸倒引当金

第二十五条の七及び第二十五条の八を次のように改める。

第二十五条の七及び第二十五条の八　削除

第二十七条の八第九項第二号中「場合）」の下に「（令第百二十一条の三の二第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加え、同項第三号中「第百二十一条の三第一項」の下に「（令第百二十一条の三の二第五項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を加える。

第二十七条の九第一項中「この項及び第四項第二号」を「この条」に改め、同条に次の一項を加える。

6　令第百二十一条の十第二項（時価ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等）において準用する令第百二十一条の四第二項（繰延ヘッジ処理における特別な有効性判定方法等）に規定する財務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一　申請をする内国法人の名称、納税地及び法人番号並びに代表者の氏名

二　令第百二十一条の八（時価ヘッジ処理に係るヘッジが有効であると認められる場合）（令第百二十一条の九の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する場合に代えて、その採用しようとする場合をもつてそのヘッジ対象有価証券損失額を減少させるために有効であると認められる場合とする旨

三　令第百二十一条の九（売買目的外有価証券の含み損益のうちデリバティブ取引等に係る利益額又は損失額に対応する部分の金額）（令第百二十一条の九の二第四項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により計算した金額に代えて、その採用しようとする方法により計算した金額をもつて法第六十一条の六第一項（繰延ヘッジ処理による利益額又は損失額の繰延べ）に規定する利益額又は損失額に対応する部分の金額とする旨

四　その他参考となるべき事項

第二十七条の十四第一号中「、第二十五条の八第四号（適格分割等により移転する対象事業に係る期中返品調整引当金勘定の金額の損金算入に関する届出書の記載事項）」を削り、同条第二号中「、第二十二条の九第二項第六号、第六項第六号及び第八項第六号（大規模な住宅地等造成事業の施行区域内にある土地等の造成のための交換等の場合等の課税の特例）、第二十二条の九の二第三項第六号」を「、第二十二条の九第三項第六号」に、「第二十二条の九の三第二項第六号」を「第二十二条の九の二第二項第六号」に改める。

第二十七条の十六の見出しを「（非適格合併等により移転を受ける資産等に係る調整勘定の損金算入等）」に改め、同条第一号中「規定する非適格合併等」の下に「（以下この項及び次項において「非適格合併等」という。）」を加え、「同項」を「同条第一項」に改め、同条第二号中「法第六十二条の八第一項に規定する」を削り、「同項」を「法第六十二条の八第一項」に、「補てんされる」を「補塡される」に改め、同条に次の二項を加える。

2　令第百二十三条の十第十五項第一号に規定する財務省令で定める資産評定は、同項の非適格合併等により移転する資産及び負債の価額の評定（公正な価額によるものに限る。）で、当該非適格合併等の後に当該資産及び負債の譲渡を受ける者、当該資産及び負債を有する法人の株式若しくは出資の譲渡を受ける者その他の利害関係を有する第三者又は公正な第三者が関与して行われるものとする。